

新型コロナウイルス対策 商工団体等販売促進支援事業補助金

1. 目的

複数の事業所で構成される団体において、コロナ禍において行う販売促進活動に対して、必要な費用の一部を支援することにより、一体感のある取り組みを醸成しつつ、個々の事業者の経営力向上、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 交付対象団体

① 同一地域で構成する商店街組織

② 同業種で構成する団体(5者以上の団体)

ただし、②の団体は一事業者が参加できるのは一団体とし、半数以上が同一商店街加入者で構成する団体は認められません。

なお、業種は日本標準産業分類の中分類を基本とします。

3. 対象経費

合同チラシの作成や得意技マップの作成、スタンプラリーの実施など販売促進に必要な経費(印刷、広告、ホームページ作成経費等)とします。

ただし、商品券や割引クーポン券などの還元(元金分)については事業費の30%を上限とします。

補助対象になる	対象にならない
・合同チラシ等を作成し全戸配布 ・雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞広告、Web掲載等の宣伝広告 など	・上限を超える割引やプレミアム部分の経費 ・店舗・事業所の整備、修繕費、備品購入費 ・人件費、不動産、車両購入費、飲食、接待費 など

※割引やプレミアムを除いた補助対象経費に7分の3を乗じて得た額が補助対象経費に含むことができる割引、プレミアム経費の上限になります。

4. 補助率及び補助限度額

補助率は3分の2以内とし、50万円を上限とします。(1,000円未満の端数は切り捨てます。)

①の商店街が合同で実施する場合は上限を50万円×団体数とします。

5. 事業実施時期

補助金交付決定後、令和3年12月末までとします。

お願い

同業種で構成する団体で事業を実施する際は、町内の同業者さん一緒に参加できるようご配慮ください。
新型コロナによる事業者の皆さまへの影響は大きいですが、町民にとっても外出自粛で旅行や都市へ買い物に行けない・遊びに行けないなど、コロナ疲れが出ています。皆様方が同業者(例えば、ラーメン屋さん、お菓子屋さん、パン屋さん、電気屋さんなど)でそれぞれの特徴、特色等をチラシにして町民にお知らせ頂ければ、きっとそれを見た町民は今まで知らなかった新たな発見があるはずです。

